京都市職員の定年等に関する条例施行規則の全部を改正する規則を公布する。 令和5年1月19日

京都市人事委員会 委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第2号

京都市職員の定年等に関する条例施行規則の全部を改正する規則京都市職員の定年等に関する条例施行規則の全部を次のように改正する。

京都市職員の定年等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市職員の定年等に関する条例(以下「条例」という。)の規定 に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務延長)

- 第2条 任命権者は、条例第4条第1項ただし書の規定による異動期間延長職員(異動期間(条例第9条第1項に規定する異動期間をいう。第10条において同じ。)(条例第9条各項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職(条例第6条の規定により定められた職をいう。第9条において同じ。)を占める職員をいう。以下この項及び第10条において同じ。)の勤務延長(条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。以下同じ。)に係る人事委員会の承認を得ようとするときは、異動期間延長職員の勤務延長承認申請書(第1号様式)を人事委員会に提出しなければならない。この場合において、任命権者は、当該職員の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。
- 2 任命権者は、条例第4条第2項に規定する承認を得ようとするときは、勤務延長の期限延長承認申請書(第2号様式)を人事委員会に提出しなければならない。この場合において、任命権者は、当該職員の同意を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(職員の同意)

第3条 条例第4条第3項及び第4項に規定する職員の同意は、書面によってこれを得なければならない。

(勤務延長職員の異動)

第4条 任命権者は、勤務延長職員(条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き

- 勤務している職員をいう。)を他の職へ異動させる場合には、あらかじめ、人事委員会 の承認を得なければならない。
- 2 任命権者は、前項の承認を得ようとするときは、勤務延長職員異動承認申請書(第3 号様式)を人事委員会に提出しなければならない。

(勤務延長等の通知)

- 第5条 任命権者は、次に掲げる場合には、当該職員に書面で通知しなければならない。
 - (1) 勤務延長を行う場合
 - (2) 条例第4条第2項の規定により勤務延長の期限(条例第4条第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限をいう。次号において同じ。)を延長する場合
 - (3) 条例第4条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合

(勤務延長に係る状況の報告)

第6条 任命権者は、毎年6月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長(条 例第4条第1項ただし書の規定による人事委員会の承認を得たものを除く。)の状況を 勤務延長状況報告書(第4号様式)により人事委員会に報告しなければならない。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

- 第7条 条例第6条第2号に規定する職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条により派遣された職員のうち、条例第6条第1号に規定する管理職手当に相当する手当を支給される職員の職
 - (2) 京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条により派遣された職員 のうち、条例第6条第1号に規定する管理職手当に相当する手当を支給される職員の 職
 - (3) 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例別表第1幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員義務教育学校教育職員給料表の職務の級が3級である職員のうち、条例第6条第1号に規定する管理職手当を支給されない職員の職又は同給料表の職務の級が2級である職員のうち、京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則に定める職制上の段階が主任指導主事となる職員の職
 - (4) 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例別表第2高等学校教育職員特別支援 学校教育職員給料表の職務の級が3級である職員のうち、条例第6条第1号に規定す る管理職手当を支給されない職員の職

- (5) 地方自治法第252条の17により派遣された職員のうち、条例第6条第1号に規定する管理職手当に相当する手当を支給される職員の職
- (6) 前各号に掲げる職のほか、条例第6条第1号の規定に該当しない職であって、第9 条に規定する職又は職制上の段階の標準的な職が課長、部長若しくは局長の職に相当 する職

(管理監督職への任用の制限の特例)

第8条 任命権者は、条例第9条第2項又は第4項に規定する承認を得ようとするときは、 異動期間再延長承認申請書(第5号様式)を人事委員会に提出しなければならない。こ の場合において、任命権者は、当該職員の同意を得たことを証する書面を添付しなけれ ばならない。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

- 第9条 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則に定める管理監督職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 教育職員の特定管理監督職群 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例別表第1幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員義務教育学校教育職員給料表又は別表第2高等学校教育職員特別支援学校教育職員給料表の職務の級が2級、特2級、3級又は4級である職員の職。ただし、当該職務の級が2級又は特2級である職員の職にあっては、条例第6条第1号に規定する管理職手当を支給される職員の職及び主任指導主事(幼稚園の教育に関する専門的事項の事務を行うものに限る。)となる職員の職に限る。
 - (2) 学校事務職員の特定管理監督職群 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例 別表第3学校事務職員給料表の職務の級が5級である職員の職

(異動期間の延長に係る状況の報告)

第10条 任命権者は、毎年6月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までの間における異動期間延長職員に係る当該異動期間の延長の状況を異動期間延長状況報告書(第6号様式)により人事委員会に報告するものとする。

(定年前再任用)

第11条 条例第12条に規定する人事委員会規則に定める情報は、定年前再任用(同条の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。)されることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な情報
- 2 任命権者は、毎年6月末日までに、定年前再任用の状況を人事委員会に報告しなけれ ばならない。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3条第1項及び第 2項の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

- 第2条 この規則による改正後の京都市職員の定年等に関する条例施行規則第2条から第6条までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年12月23日条例第25号。以下「整備条例」という。)附則第7条第1項の規定による勤務延長(整備条例による改正後の京都市職員の定年等に関する条例(以下この条及び附則第4条において「改正後の定年条例」という。)第4条の規定により引き続き勤務させることをいう。)について準用する。
- 2 整備条例附則第7条第2項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年(整備条例附則第7条第2項に規定する新定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における新定年(同日が令和5年3月31日である場合には、整備条例による改正前の京都市職員の定年等に関する条例(以下この条において「改正前の定年条例」という。)第3条に規定する定年に準じた年齢)を超える職(当該職に係る定年が改正後の定年条例第3条に規定する定年である職に限る。)とする。
 - (1) 基準日以後に新たに設置された職
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 3 整備条例附則第7条第2項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定

年(同日が令和5年3月31日である場合には、改正前の定年条例第3条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

(暫定再任用)

- 第3条 整備条例附則第8条第1項及び第2項並びに第9条第1項及び第2項の人事委員 会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。
 - (1) 人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
 - (2) 暫定再任用(整備条例附則第8条第1項若しくは第2項又は第9条第1項若しくは 第2項の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。)を行う職の職 務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上 必要な事項
- 2 整備条例附則第8条第5項又は第9条第3項において準用する整備条例附則第8条第 5項に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。
- 3 任命権者は、毎年6月末日までに、暫定再任用の状況を人事委員会に報告しなければ ならない。

(整備条例附則第13条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

- 第4条 整備条例附則第13条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次の掲げる職のうち、当該職が基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢(改正後の定年条例第12条に規定する短時間勤務の職(以下この条において「短時間勤務の職」という。)を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同条例第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る定年相当年齢が同条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。
 - (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 2 整備条例附則第13条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の 前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年 齢に達している者とする。

3 整備条例附則第13条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第 1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日にお ける当該職に係る定年相当年齢に達している同条に規定する定年前再任用短時間勤務 職員とする。

異動期間延長職員の勤務延長承認申請書

 第
 号

 年
 月

 日

京都市人事委員会委員長様

任命権者名

異動期間延長職員の勤務延長の承認について、下記のとおり申請します。

記

- 1 勤務延長を行おうとする職員の氏名及び年齢
- 2 勤務延長を行おうとする職員の所属名、職名、職種、職務の級及び号給
- 3 勤務延長を行おうとする職員の定年及び定年退職日
- 4 勤務延長を行おうとする職員が占めている管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢及び延長 前の異動期間の末日
- 5 延長された異動期間の延長理由及びその延長の根拠条項
- 6 勤務延長を行おうとする職員が現に従事している職務の内容
- 7 勤務延長を行おうとする理由、その延長の根拠条項及び勤務延長を行った場合の期限
- 8 その他参考となる事項

注 記入する事項が多い場合は、別紙を用いること。

勤務延長の期限延長承認申請書

 第
 号

 年
 月

 日

京都市人事委員会委員長様

任命権者名

勤務延長の期限の延長の承認について、下記のとおり申請します。

記

- 1 勤務延長の期限を延長しようとする職員の氏名及び年齢
- 2 勤務延長の期限を延長しようとする職員の所属名、職名、職種、職務の級及び号給
- 3 勤務延長の期限を延長しようとする職員の定年及び定年退職日
- 4 勤務延長の期限を延長しようとする職員が現に従事している職務の内容
- 5 現在の勤務延長理由、その延長の根拠条項及び期限
- 6 勤務延長の期限を延長しようとする理由、その延長の根拠条項及び勤務延長の期限を延長した 場合の期限
- 7 その他参考となる事項

注 記入する事項が多い場合は、別紙を用いること。

勤務延長職員異動承認申請書

第 号

年 月 日

京都市人事委員会委員長様

任命権者名

勤務延長職員又は勤務延長の期限を延長している職員の異動の承認について、下記のとおり申請 します。

記

- 1 異動させようとする職員の氏名及び年齢
- 2 異動させようとする職員の所属名、職名、職種、職務の級及び号給
- 3 異動させようとする職員の異動後の所属名、職名、職種、職務の級及び号給
- 4 異動させようとする職員の定年及び定年退職日
- 5 異動させようとする職員の異動後の定年及び定年退職日
- 6 異動させようとする職員の勤務延長理由、その延長の根拠条項及び勤務延長の期限
- 7 異動させようとする職員の現在の職務内容
- 8 異動させようとする職員の異動後の職務内容
- 9 申請の理由
- 10 その他参考となる事項

勤務延長状況報告書

 第
 号

 年
 月

 日

京都市人事委員会委員長様

任命権者名

勤務延長の状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 勤務延長を行った職員の氏名及び年齢
- 2 勤務延長を行った職員の所属名、職名、職種、職務の級及び号給
- 3 勤務延長を行った職員の定年及び定年退職日
- 4 勤務延長を行った職員が従事する職務の内容
- 5 勤務延長を行った理由、その延長の根拠条項及び勤務延長の期限
- 6 その他参考となる事項

異動期間再延長承認申請書

 第
 号

 年
 月

 日

京都市人事委員会委員長様

任命権者名

異動期間の再延長の承認について、下記のとおり申請します。

記

- 1 異動期間を更に延長しようとする職員の氏名及び年齢
- 2 異動期間を更に延長しようとする職員の所属名、職名、職種、職務の級及び号給
- 3 異動期間を更に延長しようとする職員が占めている管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢 及び延長前の異動期間の末日
- 4 異動期間を更に延長しようとする職員が現に従事している職務の内容
- 5 既に延長された異動期間の延長理由及びその延長の根拠条項及び延長の期限
- 6 異動期間を更に延長しようとする理由、その延長の根拠条項及び更に延長した場合の異動期間 の末日
- 7 その他参考となる事項

異動期間延長状況報告書

 第
 号

 年
 月

 日

京都市人事委員会委員長様

任命権者名

異動期間延長の状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 異動期間を延長した職員の氏名及び年齢
- 2 異動期間を延長した職員の所属名、職名、職種、職務の級及び号給
- 3 異動期間を延長した職員が占めている管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢及び延長前の 異動期間の末日
- 4 異動期間を延長した職員が従事する職務内容
- 5 異動期間を延長した理由、その延長の根拠条項及び異動期間の末日
- 6 その他参考となる事項

注 記入する事項が多い場合は、別紙を用いること。